

1-3. 熱中症特別警戒情報発表時に備えた体制

事例5. 千葉県いすみ市 行政防災無線の使用基準

- 熱中症警戒アラート発表時には「いすみ市防災メール」において広報・周知
- 熱中症特別警戒アラート発表時あるいは最高気温が38℃以上となる気象予報の場合に「行政防災無線」を活用した広報・周知を行うことで調整。

